

## 船舶事故調査報告書

平成30年11月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年4月1日 07時55分ごろ
発生場所	青森県八戸市八戸港 八戸港白銀西防波堤東灯台から真方位216°350m付近 (概位 北緯40°32.1′ 東経141°32.7′)
事故の概要	作業船はやぶさ丸は、西進中、また、プレジャーボートAZUSAは、北北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年4月5日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 作業船 はやぶさ丸、5トン未満（長さ9.98m） 212-8576青森、有限会社八戸通船 B プレジャーボート AZUSA、5トン未満（長さ7.14m） 232-13362青森、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船尾部外板に破口（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか1人が乗り組み、八戸港第1区の船だまりを出発して同船だまりの出入口にある八戸港蕪島防波堤灯台（以下「本件灯台」という。）を右舷側に見て通過した。</p> <p>船長Aは、本件灯台を通過した頃、左舷船首方の白銀ふ頭の陰からB船が現れたのを認めたものの、いずれ右転して東進すると思い、その後、B船の動向を確認しなかった。</p> <p>A船は、八戸港を約12ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で西進中、船長Aが、左舷方から至近に迫るB船に気付いたものの、どうすることもできず、その船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、ふだん、小型船が出港する際にとるコースとして、白銀ふ頭など港湾施設の前面水域を東進したのち左転し、東航路に向けて北進していたので、本事故時、B船が右転せずに北北東進するとは思わなかった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、八戸港第2区に所在する白銀ポートパークを出発し、白銀ふ頭（南北方向の長さが</p>

	<p>約400m)を右舷側に見て約8knの速力で北進した。</p> <p>B船は、白銀ふ頭の前縁(東西方向)を通過し、針路を東航路に向ける北北東とした際、船長Bが、船首方に他船を認めなかったため、前路に他船はないと思い、レーダー等の操作方法を確認していたところ、右舷船首方の至近距離にA船を認めて左舵を取ったものの、A船と衝突した。</p> <p>B船は、A船にえい航されて白銀ボートパークの西隣の船だまりに到着した後、浸水して転覆した。</p> <p>船長Bは、今年になって初めてB船を使用したため、本事故当時、レーダー等の操作方法の確認を行っていた。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、八戸港において西進中、船長Aが、白銀ふ頭の陰から現れたB船を認めたものの、いずれ右転して東進すると思い、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船が衝突のおそれのある状態で接近していることに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、八戸港において、白銀ふ頭の前縁を通過して針路を北北東とした際、船長Bが、船首方に他船を認めなかったため、前路に他船はないと思い、レーダー等の操作方法を確認して見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、八戸港において、A船が西進中、B船が北北東進中、船長A及び船長Bがいずれも見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、他船の動きを思い込みで判断せず、継続して他船の動向を把握するとともに、他の作業を極力控えるなど、常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>